

議案第 9 1 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

下記のことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(別紙)

専決第 2 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のように専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(種別割の税率) 第 9 1 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が 0. 0 5 リットル以下のもの又は定格出力が 0. 6 キロワット以下のもの（ <u>ウ及びオに掲げるものを除く。</u> ） 年額 2, 0 0 0 円 イ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 5 リットルを超え、0. 0 9 リットル以下のもの（ <u>ウに掲げるものを除く。</u> ）又は定格出力が 0. 6 キロワットを超え、0. 8 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円 <u>ウ 2 輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円</u> エ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 9 リットルを超えるもの（ <u>ウに掲げるものを除く。</u> ）又は定格出力が 0. 8 キロワットを超えるもの 年額 2, 4 0 0 円	(種別割の税率) 第 9 1 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が 0. 0 5 リットル以下のもの又は定格出力が 0. 6 キロワット以下のもの（ <u>エ</u> に掲げるものを除く。） 年額 2, 0 0 0 円 イ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 5 リットルを超え、0. 0 9 リットル以下のもの又は定格出力が 0. 6 キロワットを超え、0. 8 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円 ウ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 9 リットルを超えるもの又は定格出力が 0. 8 キロワットを超えるもの 年額 2, 4 0 0 円

オ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第96条 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前項の規定によって軽自動車税の減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由が明らかであると市長が認めたときは、当該申請書の提出があったものとみなす。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) 主たる定置場

(4) 原動機の型式

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第91条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6) 用途

(7) 形状

(8) 車両番号又は標識番号

(9) [略]

3 [略]

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第97条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下こ

エ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第96条 [略]

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前項の規定により軽自動車税の減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由が明らかであると市長が認めたときは、当該申請書の提出があったものとみなす。

(1) 軽自動車等の所有者等の氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地）

(2) 車両番号又は標識番号

(3) 主たる定置場の位置

(4) 排気量、型式、種別、用途及び形状

(5) [略]

3 [略]

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第97条 [略]

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下こ

の項において「精神障害者保健福祉手帳」という。
）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）
第９２条の規定により交付された身体障害者若しくは
身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障
害者等（身体障害者等のみで構成される世帯
の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（
以下この項において「運転免許証」という。）又は
これらの者の特定免許情報（同法第９５条の２
第２項に規定する特定免許情報をいう。次項にお
いて同じ。）が記録された免許情報記録個人番号
カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人
番号カードをいう。次項において同じ。）を提示
するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書
に減免を受けようとする事由を証明する書類を添
付して、提出しなければならない。ただし、前年
度において前項第１号の規定により軽自動車税の
減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免
すべき事由が明らかであると市長が認めたときは、
当該申請書の提出があったものとみなす。

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証又は道路交通法第９５条の２第２
項第１号に規定する免許情報記録（以下この号
において「免許情報記録」という。）の番号、
運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記
録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が
附されている場合には、その条件

(6) [略]

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カ
ードを提示したときは、当該免許情報記録個人番
号カードに記録された特定免許情報を確認するた
めに必要な措置を受けなければならない。

4 [略]

5 [略]

附 則

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の
適用を受けようとする者がすべき申告）

第１９条 [略]

２～１３ [略]

14 市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規
定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋
については、前項の申告書の提出がなかった場合
においても、マンションの管理の適正化の推進に
関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条
の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法
附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に
施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の
提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則
第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当す
ると認められるときは、前項の規定にかかわらず、
同条第１項の規定を適用することができる。

項において「精神障害者保健福祉手帳」という。
）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）
第９２条の規定により交付された身体障害者又は
身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障
害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者
に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下
この項において「運転免許証」という。）を提示
するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書
に減免を受けようとする事由を証明する書類を添
付して、提出しなければならない。ただし、前年
度において前項第１号の規定により軽自動車税の
減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免
すべき事由が明らかであると市長が認めたときは、
当該申請書の提出があったものとみなす。

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限
並びに運転免許の種類及び条件が附されている
場合には、その条件

(6) [略]

3 [略]

4 [略]

附 則

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の
適用を受けようとする者がすべき申告）

第１９条 [略]

２～１３ [略]

<u>1 5</u> [略]	<u>1 4</u> [略]
<u>1 6</u> [略]	<u>1 5</u> [略]

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 7 条の改正は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後のさいたま市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 改正後の条例第 9 1 条第 1 号の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。